

函館いのちのホットライン事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、函館市の実施する自殺予防対策事業の一環として、電話相談専用ダイヤルを設置し、電話相談「函館いのちのホットライン」(以下「ホットライン」という。)を実施することにより、市民の心の健康問題に関する相談事業の充実を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 ホットライン事業の実施主体は、函館市とする。

(対象者)

第3条 ホットライン事業の対象者は、家庭、人間関係、金銭、労働または精神疾患等により心に悩みを抱えた市民とする。

(従事者)

第4条 ホットライン事業の従事者(以下「従事者」という。)は、函館市に登録されたボランティアとする。

2 従事者について、必要な事項は別に定める。

(事業内容)

第5条 従事者は、第3条の対象者からの電話相談を受け、必要に応じ、関係機関を紹介するものとする。

(開設日時)

第6条 ホットラインの開設日時は、毎週月曜日、水曜日および金曜日(1月1日から1月3日までの日および12月29日から12月31日までの日を除く。)の午後5時30分から午後8時30分までとする。

(実施体制)

第7条 1日当たりの従事者数は、2人とする。

(研修)

第8条 函館市は、従事者の知識および技能の向上を目的に、研修を実施するものとする。

2 前項の研修について、必要な事項は別に定める。

(謝礼)

第9条 従事者に対する謝礼は、交通費相当額とする。

(守秘義務)

第10条 従事者または従事者であった者は、電話相談に関して知り得た個人情報を正当な理由がなく他に漏らしてはならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年6月3日から施行する。ただし、第4条の規定は、平成23年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。